

関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令（案）新旧対照条文目次

関稅法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第一条關係）	1
関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第五百十五号）（第二条關係）	9
関稅暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第三条關係）	10
コソテナーに関する通關条約及び國際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の國際運送に関する通關条約（TIR条約）の實施に伴う関稅法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号）（第四条關係）	26
稅關關係手数料令（昭和二十九年政令第六十四号）（第五条關係）	31
輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（第六条關係）	33
関稅割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）（第七条關係）	34
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）（第八条關係）	46
電子情報処理組織による輸出入等關連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第九条關係）	48
主要食糧の需給及び價格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）（第十条關係）	51

改 正 案	現 行
<p>（帳簿の記載事項等） 第四条の十二（省 略） 2 法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）に規定する政令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一～三（省 略） 四 第六十一条第一項第一号に規定する原産地証明書（許可済特例申告貨物に係る関税について条約の特別の規定による便益（第六十条に規定する便益を含むものとし、同項第二号の便益を除く。）の適用がある場合に限る。） 五～十（省 略） 3～7（省 略） （外国貨物を置くことの承認の申請） 第三十六条の三（省 略） 2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十一条第一項に規定する書類（同項第二号に定める書類を除く。）が必要とされる場合には、当該書類を前項の申請書に添付しなければならない。 3～7（省 略） （保税展示場に入れる外国貨物に係る承認） 第五十一条の四（省 略）</p>	<p>（帳簿の記載事項等） 第四条の十二 同 上 2 同 上 一～三 同 上 四 第六十一条第一項第一号に規定する原産地証明書（許可済特例申告貨物に係る関税について条約の特別の規定による便益（第六十条の二に規定する便益を含むものとし、同項第二号の便益を除く。）の適用がある場合に限る。） 五～十 同 上 3～7 同 上 （外国貨物を置くことの承認の申請） 第三十六条の三 同 上 2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十条第二項に規定する仕入書（第六十一条第一項に規定する書類（同項第二号に定める書類を除く。）が必要とされる場合には、当該書類を含む。）を前項の申請書に添付しなければならない。 3～7 同 上 （保税展示場に入れる外国貨物に係る承認） 第五十一条の四 同 上</p>

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十一条第一項に規定する書類（同項各号に定める書類を除く。）が必要とされる場合には、当該書類を前項の申告書に添付しなければならない。

3 (省 略)

(外国貨物を置くこと等の承認の申請)
第五十一条の十二 (省 略)

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十一条第一項に規定する書類（同項第二号に定める書類を除く。）が必要とされる場合には、当該書類を前項の申請書に添付しなければならない。

3 7 (省 略)

(帳簿の記載事項等)

第五十九条の十二 特定輸出者は、帳簿を備え付けて、これに特定輸出貨物（法第六十七条の八第一項（帳簿の備付け等）に規定する特定輸出貨物をいう。以下同じ。）について当該特定輸出貨物の品名、数量及び価格、仕向人の氏名又は名称並びに当該特定輸出貨物に係る輸出の許可の年月日及びその許可書の番号を記載しなければならない。

2 6 (省 略)

第三節 提出書類及び検査手続

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十条第二項に規定する仕入書（第六十一条第一項に規定する書類（同項第一号及び第二号に定める書類を除く。）が必要とされる場合には、当該書類を含む。）を前項の申告書に添付しなければならない。

3 同 上

(外国貨物を置くこと等の承認の申請)
第五十一条の十二 同 上

2 前項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物についての第六十条第二項に規定する仕入書（第六十一条第一項に規定する書類（同項第二号に定める書類を除く。）が必要とされる場合には、当該書類を含む。）を前項の申請書に添付しなければならない。

3 7 同 上

(帳簿の記載事項等)

第五十九条の十二 特定輸出者は、帳簿を備え付けて、これに特定輸出貨物（法第六十七条の八第一項（帳簿の備付け等）に規定する特定輸出貨物をいう。以下この条及び第五十九条の十五において同じ。）について当該特定輸出貨物の品名、数量及び価格、仕向人の氏名又は名称並びに当該特定輸出貨物に係る輸出の許可の年月日及びその許可書の番号を記載しなければならない。

2 6 同 上

第三節 同 上

(仕入書の記載事項等)

- 第六十条 法第六十八条第一項（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）の規定により輸出申告に際し税関に提出する仕入書は、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該申告に係る貨物の仕出人が署名したものでなければならない。ただし、税関において法第六十七条（輸出又は輸入の許可）に規定する検査に支障がないと認めるときはその支障がないと認める事項の記載を要せず、当該仕入書の提出を電子情報処理組織を使用して行うときは仕出人の署名を要しない。
- 一 当該貨物の記号、番号、品名、品種、数量及び価格
 - 二 当該貨物の仕入書の作成地及び作成の年月日並びに仕向地及び仕向人
 - 三 第一号の価格の決定に係る契約の条件
- 2 法第六十八条第一項の規定により輸入申告に際し税関に提出する仕入書及び第四条の十二第二項第一号に掲げる仕入書は、当該申告に係る貨物の仕出国において作成され、前項各号に掲げる事項を記載し、かつ、その仕出人が署名したものでなければならない。ただし、税関において法第六十七条に規定する検査及び課税標準の決定に支障がないと認めるときはその支障がないと認める事項の記載を要せず、法第六十八条第一項の規定により輸入申告に際し税関に提出する仕入書の提出を電子情報処理組織を使用して行うときは仕出人の署名を要しない。
- 3 法第六十八条第一項ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 法第七十条第一項又は第二項（証明又は確認）に規定する貨物以外の貨物のうち輸出申告価格の総額が百万円以下のものを輸出しようとする場合
 - 二 法第七十条第一項又は第二項に規定する貨物（外国為替及び外国貿易法第四十八条第一項（輸出の許可等）に規定する許可又は

(条約の特別の規定による便益に相当する便益)

第六十条 法第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)に規定するこれに相当する便益で政令で定めるものは、定率法第五条(便益関税)の規定による便益とする。

(輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等)

第六十一条 法第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)に規定する政令で定める書類は、輸出申告若しくは輸入申告に係る貨物の契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第六十八条の便益(次号の便益を除く。)を適用する場合

当該貨物が当該便益の適用を受ける外国(その一部である地域を含む。)の生産物であることを証明した原産地証明書(課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格。以下この条において同じ。)(の総額が二十万円以下の貨物及び貨物の種類、商標等又は当該貨物に係る仕入書その

輸出貿易管理令第二条第一項(輸出の承認)に規定する承認を必要とするものを除く。)(のうち、同令別表第五に掲げるもの又は同表に掲げるもの以外のもので輸出申告価格の総額が十万円以下のもを輸出しようとする場合)

三 税関長が貨物の性質又は形状その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認めたものを輸出又は輸入しようとする場合(前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。)

(条約の特別の規定による便益に相当する便益)

第六十条の二 法第六十八条第二項(輸入申告に際しての提出書類)に規定するこれに相当する便益で政令で定めるものは、定率法第五条(便益関税)の規定による便益とする。

(課税標準の決定のための書類及び原産地証明書等)

第六十一条 法第六十八条第二項(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)に規定する政令で定める書類は、輸入申告に係る貨物の運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 法第六十八条第二項の便益(次号の便益を除く。)を適用する場合

当該貨物が当該便益の適用を受ける外国(その一部である地域を含む。)の生産物であることを証明した原産地証明書(課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、定率法第四条から第四条の八まで(課税価格の計算方法)の規定に準じて算出した価格。以下この条において同じ。)(の総額が二十万円以下の貨物及び貨物の種類、商標等又は当該貨物に係る仕入

他の書類によりその原産地が明らかかな貨物に係るものを除く。）

二 (省略)

2 8 (省略)

(外国貨物の積戻しの手続)

第六十五条 法第七十五条(外国貨物の積戻し)に規定する積戻しについては、第五十八条、第五十九条の二第一項、第二項及び第四項並びに第六十二条から第六十二条の十五までの規定を準用する。この場合において、第六十二条の二第四項第五号中「法第四十条第一項」とあるのは「法第三十六条第二項、第四十条第一項」と、「含む」とあるのは「含む。」、第六十二条の二第三項及び第六十二条の八第一項」と読み替えるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第八十三条 申告納税方式が適用される貨物(特例輸入者の特例申告貨物を除く。)を業として輸入する者(第六項及び第九項において「輸入者」という。)は、法第九十四条第一項(帳簿の備付け等)に規定する帳簿を備え付けて、これに輸入の許可を受けた貨物(以下この条において「輸入許可貨物」という。)について当該輸入許可貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号を記載しなければならない。

2 前項の規定は、貨物(本邦から出国する者がその出国の際に携帯して輸出する貨物及び郵便物並びに特定輸出貨物を除く。)を業として輸出する者(第八項及び第九項において「輸出者」という。)について準用する。この場合において、前項中「第九十四条第一項(帳簿の備付け等)」とあるのは「第九十四条第二項(帳簿の備付

書その他の書類によりその原産地が明らかかな貨物に係るものを除く。)

二 同上

2 8 同上

(外国貨物の積戻しの手続)

第六十五条 法第七十五条(外国貨物の積戻し)に規定する積戻しについては、第五十八条、第五十九条の二第一項、第二項及び第四項、第五十九条の四第一項(第三号を除く。)及び第二項、第六十条第一項及び第三項並びに第六十二条から第六十二条の十五までの規定を準用する。この場合において、第六十二条の二第四項第五号中「法第四十条第一項」とあるのは「法第三十六条第二項、第四十条第一項」と、「含む。」とあるのは「含む。」、第六十二条の二第三項及び第六十二条の八第一項」と読み替えるものとする。

(帳簿の記載事項等)

第八十三条 申告納税方式が適用される貨物(特例輸入者の特例申告貨物を除く。)を業として輸入する者(以下この条において「輸入者」という。)は、法第九十四条第一項(帳簿の備付け等)に規定する帳簿を備え付けて、これに輸入の許可を受けた貨物(以下この条において「輸入許可貨物」という。)について当該輸入許可貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに当該許可の年月日及びその許可書の番号を記載しなければならない。

2 前項の規定は、貨物(本邦から出国する者がその出国の際に携帯して輸出する貨物及び郵便物を除く。)を業として輸出する者(第八項及び第九項において「輸出者」という。)について準用する。この場合において、前項中「第九十四条第一項(帳簿の備付け等)」とあるのは「第九十四条第二項(帳簿の備付け等)において準用

け等)において準用する同条第一項」と、「輸入の許可」とあるのは「輸出の許可」と、「輸入許可貨物」とあるのは「輸出許可貨物」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と読み替えるものとする。

3 第四条の十二第二項の規定は特例委託輸入者(法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例委託輸入者をいう。)の許可済特例申告貨物に係る法第九十四条第一項に規定する政令で定める書類について、第六十一条第一項の規定は許可済特例申告貨物以外の輸入許可貨物に係る法第九十四条第一項に規定する政令で定める書類について、それぞれ準用する。この場合において、第六十一条第一項中「輸出申告若しくは輸入申告に係る」とあるのは「輸入の許可を受けた」と、「若しくは売渡人」とあるのは「又は売渡人」と、「が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類又は」とあるのは「に対して当該貨物に係る輸入の許可に関する申告の内容を明らかにすることができる書類及び」と読み替えるものとする。

4 第六十一条第一項(各号を除く。)の規定は、法第九十四条第二項において準用する同条第一項に規定する政令で定める書類について準用する。この場合において、第六十一条第一項中「輸出申告若しくは輸入申告に係る」とあるのは「輸出の許可を受けた」と、「仕入書、運賃明細書、保険料明細書」とあるのは「仕入書」と、「若しくは売渡人」とあるのは「又は売渡人」と、「が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める」とあるのは「に対して当該貨物に係る輸出の許可に関する申告の内容を明らかにすることができる」と読み替えるものとする。

5 8 (省 略)
9 法第九十四条第三項の規定において輸入者又は輸出者について電子帳簿保存法の規定を準用する場合における電子帳簿保存法の規定

する同条第一項」と、「輸入の許可」とあるのは「輸出の許可」と、「輸入許可貨物」とあるのは「輸出許可貨物」と、「仕出人」とあるのは「仕向人」と読み替えるものとする。

3 第四条の十二第二項の規定は特例委託輸入者(法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例委託輸入者をいう。)の許可済特例申告貨物に係る法第九十四条第一項に規定する政令で定める書類について、第六十一条第一項の規定は許可済特例申告貨物以外の輸入許可貨物に係る法第九十四条第一項に規定する政令で定める書類について、それぞれ準用する。この場合において、第六十一条第一項中「輸入申告に係る貨物の」とあるのは「輸入の許可を受けた貨物の契約書」と、「若しくは売渡人」とあるのは「又は売渡人」と、「税関において課税標準の決定のために必要と認める書類又は」とあるのは「輸入の許可を受けた貨物の課税標準を明らかにする書類及び」と読み替えるものとする。

4 法第九十四条第二項において準用する同条第一項に規定する政令で定める書類は、仕入書及び輸出許可貨物に係る取引に関して作成し、又は受領した書類とする。

5 8 同 上
9 同 上

第六條第六項	所轄外稅務署 長	所轄外稅關長
第七條第一項及び第二項、第八條第一項並びに第九條	承認濟國稅關 係帳簿書類	承認濟關稅關 係帳簿書類
第七條第二項	國稅關係帳簿 書類の	關稅關係帳簿 書類の
第十一條見出し並びに同條第一項及び第二項	他の國稅	關稅

(届出を必要とする開庁時間外の事務等)

第八十七條 (省 略)

2 前項第一号から第五号までに掲げる事務には、当該各号の承認又は許可に係る申請又は申告前における検査に係る事務で、当該承認又は許可に直接必要なものを含むものとし、同項第五号に掲げる事務には、取締りの必要性その他の事情を勘案して税関長が船舶又は航空機の運航の時間に合わせてあらかじめ配置している税関職員が処理する旅客及び乗組員の携帯品その他これに類する貨物並びに關稅暫定措置法第十四條第一項(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る關稅の免除)の旅客が同項の小売業者から同項の旅客ターミナル施設等において購入した物品又は当該小売業者から同項の特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設等において輸入するものについての同号の許可に係る事務を含まないものとする。

3 (省 略)

同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上
第十一條見出し及び同條第一項	同上	同上

(届出を必要とする開庁時間外の事務等)

第八十七條 同 上

2 前項第一号から第五号までに掲げる事務には、当該各号の承認又は許可に係る申請又は申告前における検査に係る事務で、当該承認又は許可に直接必要なものを含むものとし、同項第五号に掲げる事務には、取締りの必要性その他の事情を勘案して税関長が船舶又は航空機の運航の時間に合わせてあらかじめ配置している税関職員が処理する旅客及び乗組員の携帯品その他これに類する貨物並びに關稅暫定措置法第十四條第一項(沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る關稅の免除)の旅客が同項の小売業者から同項の旅客ターミナル施設等において購入した物品又は当該小売業者から同項の特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設等において輸入するものについての同号の許可に係る事務を含まないものとする。

3 同 上

改 正 案	現 行
<p>（関税を免除することを適当としない物品の指定）</p> <p>第十六条の三 法第十四条第十八号（無条件免税）に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品（第一号に掲げる物品にあつては、免税対象物品のうち当該物品を輸入する者の個人的な使用に供されると認められるものを除き、第二号から第十六号までに掲げる物品にあつては、本邦に居住する者に寄贈される物品のうちその者の個人的な使用に供されると認められるものを除く。）とする。</p> <p>一〇十七 （省略）</p> <p>十八 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十四条第一項（沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除）の旅客が同項の小売業者から同項の旅客ターミナル施設等において購入した物品又は当該小売業者から同項の特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設等において輸入するもの</p>	<p>（関税を免除することを適当としない物品の指定）</p> <p>第十六条の三 法第十四条第十八号（少額貨物の免税）に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品（第一号に掲げる物品にあつては、免税対象物品のうち当該物品を輸入する者の個人的な使用に供されると認められるものを除き、第二号から第十六号までに掲げる物品にあつては、本邦に居住する者に寄贈される物品のうちその者の個人的な使用に供されると認められるものを除く。）とする。</p> <p>一〇十七 同 上</p> <p>十八 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十四条第一項（沖縄県から出域をする旅客の携帯品に係る関税の免除）の旅客が同項の小売業者から同項の旅客ターミナル施設等において購入した物品又は当該小売業者から同項の特定販売施設において購入し当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客ターミナル施設等において輸入するもの</p>

は、当該証明に係る貨物の輸入申告に際し、農林水産大臣が発給する証明書を税関長に提出することにより行うものとする。

2及び3 (省 略)

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告(関税法第四十三条の三第一項(外国貨物を置くことの承認)(同法第六十一条の四において準用する場合を含む。))又は第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請(以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。))がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。)(に係る数量として、同法第二百一条第一号(証明書類の交付及び統計の閲覧等)の統計(以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。))に計上される数量(同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。))を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成二十四年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの(平成七年度から平成二十三年度までの各年度の初日から当該各年度の発動日(同項に規定する発動日をいう。))が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項(同法第六十一条の四において準用する場合を

当該証明に係る貨物の輸入申告に際し、農林水産大臣が発給する証明書を税関長に提出することにより行うものとする。

2及び3 同上

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告(関税法第四十三条の三第一項(外国貨物を置くことの承認)(同法第六十一条の四において準用する場合を含む。))又は第六十二条の十(外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請(以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。))がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。)(に係る数量として、同法第二百一条第一号(証明書類の交付及び統計の閲覧等)の統計(以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。))に計上される数量(同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。))を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成八年度から平成二十三年度までの各年度における輸入数量を算出する場合において、当該各年度の前年度において同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたものの数量を当該各年度における輸入数量に加算するものとする。

含む。又は第六十二条の十の規定による承認を受けたものを除く。
。の数量を平成二十四年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2 (省 略)

(豚肉等の輸入数量等の算出方法)

第十九条 第十四条第一項の規定は、法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等のこれらの規定に規定する当該年度中における輸入数量を、同条第六項において準用する法第七条の三第六項の規定により算出する場合について準用する。この場合において、第十四条第一項中「同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品」とあるのは「法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚」と、「当該物品に係る数量」とあるのは「当該生きている豚に係る数量」と、「法第七条の三第一項に規定する輸入数量を」とあるのは「法第七条の六第二項に規定する輸入数量を」と、「同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたもの」とあるのは「同条第四項第一号の規定により同条第二項又は第三項の規定の適用をしなかつたもの」と、「同項に規定する発動日」とあるのは「同条第二項に規定する第二項に係る発動日又は同条第四項第一号に規定する重複期間の開始の日」と、「法第七条の三第一項に規定する輸入数量に」とあるのは「法第七条の六第二項に規定する輸入数量に」と読み替えるものとする。

2 及び 3 (省 略)

(加工又は組立てに係る製品の減税の額)

第二十一条 法第八条第一項に規定する課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格は、原材料貨物に係る関

2 同上

(豚肉等の輸入数量等の算出方法)

第十九条 第十四条第一項の規定は、法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等のこれらの規定に規定する当該年度中における輸入数量を、法第七条の六第六項において準用する法第七条の三第六項の規定により算出する場合について準用する。この場合において、第十四条第一項中「同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品」とあるのは「法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚」と、「当該物品に係る数量」とあるのは「当該生きている豚に係る数量」と、「輸入数量を」とあるのは「法第七条の六第二項に規定する輸入数量を」と、「同表に掲げる物品のうち法第七条の三第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたもの」とあるのは「法第七条の六第四項第一号の規定により同条第二項又は第三項の規定の適用をしなかつたもの」と、「輸入数量に」とあるのは「法第七条の六第二項に規定する輸入数量に」と読み替えるものとする。

2 及び 3 同上

(加工又は組立てに係る製品の減税の額)

第二十一条 法第八条第一項に規定する課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格は、原材料貨物に係る関

税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第五十九条の二（申告すべき数量及び価格）に規定する本邦の輸出港における本船甲板渡し価格に百分の百六を乗じて得た価格（以下この条において「課税価格相当価格」という。）とし、同項の規定による関税の軽減額は、同項の規定により算出した額の全額とする。ただし、原材料貨物が関税率法第十四条第十号ただし書（無条件免税）に規定する貨物又は製品に該当する場合には、当該関税の軽減額は、法第八条第一項に規定する製品の関税の額（同項の規定による関税の軽減を受けないとした場合の額をいう。）に、第一号の金額から第二号の金額を控除した金額の当該製品の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下この条、第二十三条、第二十七条第一項第二号、第三十一条第三項及び第四項並びに第三十二条第一項第十七号において同じ。）に対する割合を乗じて算出した額とする。

一及び二（省略）

（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）

第二十五条（省略）

2 法第八条の二第二項に規定する同条第一項の規定による関税についての便益を与えない物品は、次の各号に掲げる物品とする。

一 別表第一の第七一号に掲げる国を原産地とする関税率表第三五・五項に掲げる物品であつて、平成二十六年三月三十一日まで輸入されるもの（第五号に掲げるものを除く。）

二 別表第一の第七六号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成二十六年三月三十一日までに輸入されるもの

イ 関税率表第三六・一四号の一及び第三六・二四号の

税法施行令（昭和二十九年政令第五十号）第五十九条の二（申告すべき数量及び価格）に規定する本邦の輸出港における本船甲板渡し価格に百分の百六を乗じて得た価格（以下この条において「課税価格相当価格」という。）とし、同項の規定による関税の軽減額は、同項の規定により算出した額の全額とする。ただし、原材料貨物が関税率法第十四条第十号ただし書（再輸入免税の適用除外）に規定する貨物又は製品に該当する場合には、当該関税の軽減額は、法第八条第一項に規定する製品の関税の額（同項の規定による関税の軽減を受けないとした場合の額をいう。）に、第一号の金額から第二号の金額を控除した金額の当該製品の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税率法第四条から第四条の八までの規定に準じて算出した価格。以下この条、第二十三条、第二十七条第一項第二号、第三十一条第三項及び第四項並びに第三十四条第一項第十七号において同じ。）に対する割合を乗じて算出した額とする。

一及び二 同上

（特惠受益国等及び特別特惠受益国並びに特惠関税の便益を与えない物品等の指定）

第二十五条 同上

2 同上

一 別表第一の第七八号に掲げる国を原産地とする関税率表第三五・五項に掲げる物品であつて、平成二十六年三月三十一日までに輸入されるもの（第四号に掲げるものを除く。）

二 別表第一の第八三号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成二十六年三月三十一日までに輸入されるもの

イ 関税率表第三六・一四号の一及び第三六・二四号の

二に掲げる物品、同表第七六・九号に掲げる物品のうちごぼう、同表第七九・五九号に掲げる物品のうちまつたけ、同表第七二二・九号の二に掲げる物品のうちたけのこ、同表第九一・一一号の二の(二)のB及び第九一・一二号の二の(二)に掲げる物品、同表第一二二・九号の四の(二)に掲げる物品(びやくだん及びはとむぎ以外のものに限る。)、同表第一六四・一一号に掲げる物品(気密容器入りのもの以外のものに限る。)、同表第一六四・一五号及び第一六四・一七号に掲げる物品、同表第一六四・一九号に掲げる物品(節類以外のものに限る。)、同表第一六五・一号の二に掲げる物品(米を含むもの以外のものに限る。)、同表第一六五・五一号に掲げる物品(気密容器入りのもの以外のものに限る。)、同表第一六五・五二号に掲げる物品、同表第一六一〇・五・五八号に掲げる物品(気密容器入りのもの以外のものに限る。)、同表第一六〇・五・五九号の二に掲げる物品のうち帆立貝(いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。以下この号において同じ。)、以外のもの(気密容器入りのもの以外のものに限る。)、及び帆立貝、同表第一一九号の二の(五)に掲げる物品のうちしじょうが並びに同表第二二六・号の二の(二)のBの(b)に掲げる物品

□ (省 略)

三 別表第一の第一〇五号に掲げる国を原産地とする関税率表第二一・一一号の二の(二)に掲げる物品であつて、平成二十六年三月三十一日までに輸入されるもの

四 別表第一の第七六号に掲げる国を原産地とする次に掲げる物品であつて、平成二十七年三月三十一日までに輸入されるもの

二に掲げる物品、同表第七六・九号に掲げる物品のうちごぼう、同表第七九・五九号に掲げる物品のうちまつたけ、同表第七二二・九号の二に掲げる物品のうちたけのこ、同表第九一・一一号の二の(二)及び第九一・一二号の二の(二)に掲げる物品、同表第一二二・九号の四に掲げる物品(びやくだん及びはとむぎ以外のものに限る。)、同表第一六四・一一号に掲げる物品(気密容器入りのもの以外のものに限る。)、同表第一六四・一五号及び第一六四・一七号に掲げる物品、同表第一六四・一九号に掲げる物品(節類以外のものに限る。)、同表第一六五・一号の二に掲げる物品(米を含むもの以外のものに限る。)、同表第一六五・五一号に掲げる物品(気密容器入りのもの以外のものに限る。)、同表第一六五・五二号に掲げる物品、同表第一六一〇・五・五八号に掲げる物品(気密容器入りのもの以外のものに限る。)、同表第一六〇・五・五九号の二に掲げる物品のうち帆立貝(いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。以下この号において同じ。)、以外のもの(気密容器入りのもの以外のものに限る。)、及び帆立貝、同表第一一九号の二の(五)に掲げる物品のうちしじょうが並びに同表第二二六・号の二の(二)のBの(b)に掲げる物品

□ 同 上

三 別表第一の第一一五号に掲げる国を原産地とする関税率表第二一・一一号の二の(二)に掲げる物品であつて、平成二十六年三月三十一日までに輸入されるもの

イ 関税率表第二 五・九九号の二の(四)のAの(b)に掲げる物品
ロ 関税率表第二八・一一項、第六五・四項、第七・七項

又は第九・四項に掲げる物品(法第八条の二第一項第三号に規定する税率の適用を受けるもの限り、法第七条の三第一項に規定する協定税率が無税とされているものを除く。)

五 第十九条の二第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第九号、第十一号、第十二号又は第十三号に掲げる国際約束において関税の譲許が定められている物品であつて、それぞれ別表第一の第一二八号、第一二四号、第七八号、第七一号、第一三号、第一三号、第一九号、第一二二号又は第一一四号に掲げる国を原産地とするもの(当該物品の当該国際約束に基づく関税率が法第八条の二第一項の規定による税率を超えるものを除く。)

六 (省略)

3 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第一四号、第二一号、第二二号、第二九号から第三二号まで、第三四号、第四五号、第四八号から第五三号まで、第五七号、第六二号、第六三号、第六九号、第七号、第七三号から第七五号まで、第七九号、第八号、第九一号から第九三号まで、第九六号、第一号、第一一号、第一四号、第一六号、第一七号、第一一号、第一二二号から第一二三号まで、第一二七号、第一三三号、第一三二号、第一四号及び第一四二号から第一四四号までに掲げる国とする。

四 第十九条の二第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第九号、第十一号、第十二号又は第十三号に掲げる国際約束において関税の譲許が定められている物品であつて、それぞれ別表第一の第一三八号、第一三四号、第八五号、第七八号、第一三号、第一一二号、第一一九号、第一二二号又は第一二四号に掲げる国を原産地とするもの(当該物品の当該国際約束に基づく関税率が法第八条の二第一項の規定による税率を超えるものを除く。)

五 同上

3 法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第一四号、第二二号、第二三号、第三三号から第三六号まで、第三八号、第四八号、第五一号、第五三号から第五七号まで、第六二号、第六八号、第六九号、第七五号、第七六号、第八号から第八二号まで、第八六号、第八七号、第九九号から第一一号まで、第一四号、第一九号、第一一号、第一一三号、第一一六号、第一一七号、第一二二号、第一三二号から第一三三号まで、第一三七号、第一四号、第一四二号、第一五号及び第一五二号から第一五四号までに掲げる国とする。

第三十二条 削除

第六章 経済連携協定に基づく関税割当制度等

(輸入額の公告)

第六章 軽減税率等

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十二条 法第九条第一項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

- 一 (省 略)
- 二 法の別表第一 四 二・一 号の二の(一)の(2)及び第 四 二 二・二 号の二の(一)に掲げるミルク及びクリームのうち第四十五条第二項に規定する配合飼料の製造に使用するもの
- 三 三十七 (省 略)
- 2 (省 略)

(軽減税率等の適用についての手続等)

第三十三条 (省 略)

2 6 (省 略)

7 法第九条第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第二号又は第三号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を使用して配合飼料(同項第二号に掲げる物品にあつては第四十五条第二項に規定する飼料をいい、前条第一項第三号に掲げる物品にあつては第一条に規定する飼料をいう。以下この項及び次項において同じ。)を製造する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 及び二 (省 略)

第三十三条 財務大臣は、法第八条の六第四項に規定する経済連携協定において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品について、同条第五項の規定により算出した毎月末における輸入額を翌月末日までに官報で公告するものとする。

第七章 同上

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十四条 同上

- 一 同上
- 二 法の別表第一 四 二・一 号の二の(一)の(2)及び第 四 二 二・二 号の二の(一)に掲げるミルク及びクリームのうち第四十七条第二項に規定する配合飼料の製造に使用するもの
- 三 三十七 同上
- 2 同上

(軽減税率等の適用についての手続等)

第三十五条 同上

2 6 同上

7 法第九条第一項の軽減税率の適用を受けた前条第一項第二号又は第三号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を使用して配合飼料(同項第二号に掲げる物品にあつては第四十七条第二項に規定する飼料をいい、前条第一項第三号に掲げる物品にあつては第一条に規定する飼料をいう。以下この項及び次項において同じ。)を製造する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 及び二 同上

8～15 (省略)

第七章 減免税物品の用途外使用等

(用途外使用等の承認の申請手続)

第三十四条 (省略)

(変質等による減税手続)

第三十五条 (省略)

(亡失及び滅却の届出)

第三十六条 (省略)

(減免税物品の転用ができる場合)

第三十七条 (省略)

第八章 国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例等

(国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例を適用しない貨物)

第三十八条 法第十三条第二項に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物に該当する外国貨物を原料として製造された貨物とする。

一～十二 (省略)

十三 関税率表第一の一項、第一、三項、第一、六項

及び第一八・六号の二に掲げる貨物

十四～三十三 (省略)

8～15 同上

第八章 同上

(用途外使用等の承認の申請手続)

第三十六条 同上

(変質等による減税手続)

第三十七条 同上

(亡失及び滅却の届出)

第三十八条 同上

(減免税物品の転用ができる場合)

第三十九条 同上

第九章 自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例等

(自由貿易地域等に係る課税物件の確定に関する特例を適用しない貨物)

第四十条 同上

一～十二 同上

十三 関税率表第一の一項、第一、三項、第一、六項

及び第一八・六号に掲げる貨物

十四～三十三 同上

(承認小売業者の承認申請手続等)

第三十九条 法第十四条第一項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を沖縄地区税関長に提出しなければならない。

一 (省略)

二 法第十四条第一項の旅客(以下「特定旅客」という。)が同項の旅客ターミナル施設等において輸入する物品の販売(特定旅客への引渡しを含む。)の用に供するための販売場(次号及び第四十二条において「特定販売場」という。)の名称

三 特定販売場について関税法第四十二条第一項(保税蔵置場の許可)の許可を受けた年月日及び許可書の番号(同法第五十条第二項(保税蔵置場の許可の特例)の規定により同法第四十二条第一項の許可を受けたものとみなされる場所である場合にあつては、同法第五十条第一項の届出をした年月日)

四 六 (省略)

2 (省略)

(特定旅客の携帯品に係る関税の免除が適用される金額の上限)

第四十条 (省略)

(関税の免除の手続等)

第四十一条 法第十四条第一項の規定により関税の免除を受けようとする特定旅客は、その免除を受けようとする物品の輸入申告書にその免除を受けようとする旨、同項に規定する出域をするために搭乗しようとする航空機の便名又は乗船しようとする船舶の名称及び当該出域に際し同項の規定による関税の免除を受けた物品の価格の合計額を記載しなければならない。

(承認小売業者の承認申請手続等)

第四十一条 同上

一 同上

二 法第十四条第一項の旅客(以下「特定旅客」という。)が同項の旅客ターミナル施設において輸入する物品の販売(特定旅客への引渡しを含む。)の用に供するための販売場(次号及び第四十二条において「特定販売場」という。)の名称

三 特定販売場について関税法第四十二条第一項(保税蔵置場の許可)の許可を受けた年月日及び許可書の番号(同法第五十条第二項の規定により同法第四十二条第一項の許可を受けたものとみなされる場所である場合にあつては、同法第五十条第一項の届出をした年月日)

四 六 同上

2 同上

(特定旅客の携帯品に係る関税の免除が適用される金額の上限)

第四十二条 同上

(関税の免除の手続等)

第四十三条 法第十四条第一項の規定により関税の免除を受けようとする特定旅客は、その免除を受けようとする物品の輸入申告書にその免除を受けようとする旨、同項に規定する出域をするために搭乗しようとする航空機の便名及び当該出域に際し同項の規定による関税の免除を受けた物品の価格の合計額を記載しなければならない。

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="148 215 193 387">番号</td> <td data-bbox="193 215 288 1099">国又は地域名</td> </tr> </table>	番号	国又は地域名	<p>別表第一（第二十五条関係）</p> <p>2 前項の特定旅客は、その免除を受けようとする物品の輸入申告の際に、承認小売業者から法第十四条第一項の旅客ターミナル施設等又は特定販売施設において購入したこと（当該特定販売施設において購入した場合にあつては、当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受けたことを含む。）を証する書類を沖縄地区税関長に提出しなければならない。</p> <p>3 第一項の輸入申告書の提出があつた場合において必要があるときは、税関は、同項の航空機の搭乗券又は船舶の乗船券を提示させることができる。</p> <p>（販売を証する書類の交付） 第四十二条（省略）</p> <p>（承認の取消しの手続） 第四十三条（省略）</p> <p>第九章 雑則</p> <p>（犯則事件の調査及び処分） 第四十四条（省略）</p> <p>（児童福祉施設等の指定） 第四十五条（省略）</p>
番号	国又は地域名		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="148 1128 193 1301">番号</td> <td data-bbox="193 1128 288 2018">国又は地域名</td> </tr> </table>	番号	国又は地域名	<p>別表第一（第二十五条関係）</p> <p>2 前項の特定旅客は、その免除を受けようとする物品の輸入申告の際に、承認小売業者から法第十四条第一項の旅客ターミナル施設又は特定販売施設において購入したこと（当該特定販売施設において購入した場合にあつては、当該旅客ターミナル施設等において引渡しを受けたことを含む。）を証する書類を沖縄地区税関長に提出しなければならない。</p> <p>3 第一項の輸入申告書の提出があつた場合において必要があるときは、税関は、同項の航空機の搭乗券を提示させることができる。</p> <p>（販売を証する書類の交付） 第四十四条 同上</p> <p>（承認の取消しの手続） 第四十五条 同上</p> <p>第十章 同上</p> <p>（犯則事件の調査及び処分） 第四十六条 同上</p> <p>（児童福祉施設等の指定） 第四十七条 同上</p>
番号	国又は地域名		

三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七		二六	二五	二四	二三		二二	二一	一九	一八	一七	～ (省略)
グレナダ	グルジア	クック諸島地域	グアテマラ	キルギス	キリバス	キューバ	ギニアビサウ	ギニア	カンボジア	ガンビア	カメルーン	ガボン		カザフスタン	ガイアナ	カーボヴェルデ	ガーナ		エルサルバドル	エリトリア	エチオピア	エジプト	エクアドル	

四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	一九	一八	一七	～ 同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	カナリー諸島地域	同上	同上	同上	同上	削除	同上	同上	同上	同上	同上	英領ヴァージン諸島地域	英領アンギラ地域	

四	クローアチア
四	ケニア
四二	コートジボワール
四三	コスタリカ
四四	コソボ
四五	コモロ
四六	コロンビア
四七	コンゴ共和国
四八	コンゴ民主共和国
四九	サモア
五	サントメ・プリンシペ
五一	ザンビア
五二	シエラレオネ
五三	ジブチ
五四	ジャマイカ
五五	シリア
五六	ジンバブエ
五七	スーダン
五八	スリナム
五九	スリランカ
六	スワジランド
六一	セーシェル
六二	赤道ギニア
六三	セネガル
六四	セルビア

四四	同
四五	同
四六	同
四七	同
四八	同
四九	同
五一	同
五二	削除
五三	同
五四	同
五五	同
五六	同
五七	同
五八	ジブラルタル地域
五九	同
六	同
六一	同
六二	同
六三	同
六四	同
六五	同
六六	セウタ及びメリリア地域
六七	同
六八	同
六九	同
七	同

六五	セントクリストファー・ネーヴィス
六六	セントビンセント
六七	セントヘレナ及びその附属諸島地域
六八	セントルシア
六九	ソマリア
七〇	ソロモン
七一	タイ
七二	タジキスタン
七三	タンザニア
七四	チャド
七五	中央アフリカ
七六	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）
七七	チュニジア
七八	チリ
七九	ツバル
八〇	トーゴ
八一	トケラウ諸島地域
八二	ドミニカ
八三	ドミニカ共和国
八四	トルクメニスタン
八五	トルコ
八六	トンガ
八七	ナイジェリア
八八	ナミビア
八九	ニューエ島地域
九〇	ニカラグア

七一	同	上
七二	同	上
七三	同	上
七四	同	上
七五	同	上
七六	同	上
七七	タクス及びカイコス諸島地域	
七八	同	上
七九	同	上
八〇	同	上
八一	同	上
八二	同	上
八三	同	上
八四	同	上
八五	同	上
八六	同	上
八七	同	上
八八	同	上
八九	同	上
九〇	同	上
九一	削除	
九二	同	上
九三	同	上
九四	同	上
九五	同	上
九六	同	上
九七	同	上
九八	同	上

九一	ニジエール
九二	ネパール
九三	ハイチ
九四	パキスタン
九五	パナマ
九六	バヌアツ
九七	パプアニューギニア
九八	パラオ
九九	パラグアイ
一〇	バングラデシュ
一一	東ティモール
一二	フィジー
一三	フィリピン
一四	ブータン
一五	ブラジル
一六	ブルキナファソ
一七	ブルンジ
一八	米領サモア地域
一九	ベトナム
二〇	ベナン
二一	ベネズエラ
二二	ベラルーシ
二三	ベリーズ
二四	ペルー
二五	ボスニア・ヘルツェゴビナ
二六	ボツワナ

九一	同
九二	同
九三	同
九四	同
九五	同
九六	同
九七	同
九八	削除
九九	同
一〇	同
一一	同
一二	同
一三	同
一四	同
一五	同
一六	同
一七	同
一八	同
一九	同
二〇	同
二一	同
二二	同
二三	同
二四	同
二五	同
二六	同
二七	同
二八	同
二九	同
三〇	同
三一	同
三二	同
三三	同
三四	同
三五	同
三六	同
三七	同
三八	同
三九	同
四〇	同
四一	同
四二	同
四三	同
四四	同
四五	同
四六	同
四七	同
四八	同
四九	同
五〇	同
五一	同
五二	同
五三	同
五四	同
五五	同
五六	同
五七	同
五八	同
五九	同
六〇	同
六一	同
六二	同
六三	同
六四	同
六五	同
六六	同
六七	同
六八	同
六九	同
七〇	同
七一	同
七二	同
七三	同
七四	同
七五	同
七六	同
七七	同
七八	同
七九	同
八〇	同
八一	同
八二	同
八三	同
八四	同
八五	同
八六	同
八七	同
八八	同
八九	同
九〇	同
九一	同
九二	同
九三	同
九四	同
九五	同
九六	同
九七	同
九八	同
九九	同
一〇〇	同

一四四	レソト
一四三	ルワンダ
一四二	リベリア
一四一	リビア
一四〇	ラオス
一三九	ヨルダン川西岸及びガザ地域
一三八	ヨルダン
一三七	モントセラト地域
一三六	モンテネグロ
一三五	モンゴル
一三四	モロッコ
一三三	モルドバ
一三二	モルディブ
一三一	モザンビーク
一三〇	モーリタニア
一二九	モーリシャス
一二八	メキシコ
一二七	ミャンマー
一二六	南アフリカ共和国
一二五	ミクロネシア
一二四	マレーシア
一二三	マリ
一二二	マラウイ
一二一	マダガスカル
一二〇	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
一一九	マーシャル
一一八	ホンジュラス
一一七	ボリビア

一五四	同	上
一五三	同	上
一五二	同	上
一五一	同	上
一五〇	同	上
一四九	同	上
一四八	同	上
一四七	同	上
一四六	同	上
一四五	同	上
一四四	同	上
一四三	同	上
一四二	同	上
一四一	同	上
一四〇	同	上
一三九	同	上
一三八	同	上
一三七	同	上
一三六	同	上
一三五	同	上
一三四	同	上
一三三	同	上
一三二	同	上
一三一	同	上
一二〇	同	上
一一九	同	上
一一八	同	上
一一七	同	上

一四五
レバノン

一五五
同上

コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百五十七号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（コンテナーの輸入又は輸出の手続）</p> <p>第二条 コンテナー条約第二条の規定により関税及び消費税（以下「輸入税」という。）の免除を受けてコンテナーを輸入しようとする者又は免税コンテナーを輸出しようとする者が、その輸入申告又は輸出申告に際し、次に掲げる事項を記載した書類（第四条及び第八条第一項において「積卸コンテナー一覧表」という。）を税関長に提出した場合には、税関長は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による申告があつたものとみなすことができる。</p> <p>一 （省略）</p> <p>二 当該コンテナーの積卸しをする船舶又は航空機の名称又は登録記号</p> <p>三 法第八条の表示をしているコンテナーについては、その旨</p> <p>（記帳義務）</p> <p>第八条 法第六条第一項に規定する帳簿には、免税コンテナー等について、その種類、記号及び番号（免税部分品にあつては、品名及び輸入の許可書の番号）の区分ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～五 （省略）</p>	<p>（コンテナーの輸入又は輸出の手続）</p> <p>第二条 同上</p> <p>一 同上</p> <p>二 当該コンテナーの積卸しをする船舶又は航空機の名称又は登録記号</p> <p>三 法第九条の表示をしているコンテナーについては、その旨</p> <p>（記帳義務）</p> <p>第八条 同上</p> <p>一～五 同上</p> <p>六 免税コンテナーを法第八条第一項の国内運送（次条及び第十条において「国内運送」という。）の用に供したときは、第十条の</p>

- 六 (省略)
- 七 (省略)
- 2及び3 (省略)

(管理者変更の場合の通知)

第九条 法第七条の通知は、引渡しに係る免税コンテナ等について、再輸出期間のほか、その輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書等の番号その他参考となるべき事項を記載した書面でしなければならない。

- 届出に係る税関及びその届出の年月日
- 七 同上
- 八 同上
- 2及び3 同上

(管理者変更の場合の通知)

第九条 法第七条の通知は、引渡しに係る免税コンテナ等について、再輸出期間のほか、その輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書等の番号並びに国内運送をした事実の有無その他参考となるべき事項を記載した書面でなければならない。

(免税コンテナの国内運送の届出)

第十条 法第八条第三項の規定による届出は、国内運送をしようとする免税コンテナについて次に掲げる事項を記載した書面を、当該免税コンテナの輸入地を所轄する税関長又は当該国内運送が開始される場所の所在地を所轄する税関長に提出してしなければならない。

- 一 その種類、記号及び番号並びにその輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書等の番号
- 二 法第八条第一項に規定する取用地及び詰込地又は輸出处
- 三 当該国内運送が開始される場所、その運送先並びにその運送の経路及び期間
- 四 その他参考となるべき事項

(差押えの場合の届出)

第十一条 同上

(差押えの場合の届出)
第十条 (省略)

(国産コンテナ等の表示)

(国産コンテナ等の表示)

<p>第十一条 コンテナにつき法第八条に規定する表示をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその申請に係るコンテナの置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出して、当該コンテナが本邦において製造されたもの（保税作業による製品を除く。以下次項までにおいて「国産コンテナ」という。）又は輸入税の納付された、若しくは納付されるべきものであることにつき税関長の確認を受けなければならない。</p> <p>一～三 (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p>	<p>第十二条 コンテナにつき法第九条に規定する表示をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその申請に係るコンテナの置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出して、当該コンテナが本邦において製造されたもの（保税作業による製品を除く。以下次項までにおいて「国産コンテナ」という。）又は輸入税の納付された、若しくは納付されるべきものであることにつき税関長の確認を受けなければならない。</p> <p>一～三 同上</p> <p>2～5 同上</p>
<p>(国際道路運送手帳の確認)</p> <p>第十二条 法第九条の規定により国際道路運送手帳につき保証団体の確認を受けようとする者は、当該国際道路運送手帳を保証団体に提示しなければならない。</p> <p>2 (省略)</p>	<p>(国際道路運送手帳の確認)</p> <p>第十三条 法第十条の規定により国際道路運送手帳につき保証団体の確認を受けようとする者は、当該国際道路運送手帳を保証団体に提示しなければならない。</p> <p>2 同上</p>
<p>(コンテナの封印)</p> <p>第十三条 (省略)</p> <p>(担保を提供させる手続)</p> <p>第十四条 財務大臣は、法第十一条第一項の命令をする場合には、その内容を記載した書面を交付するものとする。</p>	<p>(コンテナの封印)</p> <p>第十四条 同上</p> <p>(担保を提供させる手続)</p> <p>第十五条 財務大臣は、法第十二条第一項の命令をする場合には、その内容を記載した書面を交付するものとする。</p>
<p>(コンテナの承認申請書の記載事項等)</p> <p>第十五条 法第十三条第一項に規定する政令で定める事項は、その申請に係るコンテナについての次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 (省略)</p> <p>2 法第十三条第一項の申請書は、その申請に係るコンテナの置か</p>	<p>(コンテナの承認申請書の記載事項等)</p> <p>第十六条 法第十四条第一項に規定する政令で定める事項は、その申請に係るコンテナについての次に掲げる事項とする。</p> <p>一～四 同上</p> <p>2 法第十四条第一項の申請書は、その申請に係るコンテナの置か</p>

れている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

(設計型式によるコンテナの承認申請書の記載事項等)

第十六条 法第十四条第二項において準用する法第十三条第一項に規定する政令で定める事項は、その製造するコンテナについての次に掲げる事項とする。

一 五 (省略)

2 法第十四条第二項において準用する法第十三条第一項の申請書は、当該申請に係るコンテナの製造工場の所在地(当該工場が二以上ある場合には、これらのうち主たる製造工場の所在地)を所轄する税関長に提出しなければならない。

3 (省略)

(コンテナの承認手数料)

第十七条 法第十三条第二項(法第十四条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる承認の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 法第十三条第一項に規定する承認 当該承認一件ごとに九千三百円(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)第二条第一号(定義)に規定する電子情報処理組織を使用して当該承認の申請を行う場合(次号において「電子申請の場合」という。))にあつては、八千七百円)

二 法第十四条第一項に規定する設計型式による承認(以下「型式承認」という。)(当該承認一件ごとに十二万七千七百円(電子申請の場合にあつては、十一万八千八百円))

2 税関関係手数料令(昭和二十九年政令第百六十四号)第九条第一

れている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

(設計型式によるコンテナの承認申請書の記載事項等)

第十七条 法第十五条第二項において準用する法第十四条第一項に規定する政令で定める事項は、その製造するコンテナについての次に掲げる事項とする。

一 五 同上

2 法第十五条第二項において準用する法第十四条第一項の申請書は、当該申請に係るコンテナの製造工場の所在地(当該工場が二以上ある場合には、これらのうち主たる製造工場の所在地)を所轄する税関長に提出しなければならない。

3 同上

(コンテナの承認手数料)

第十八条 法第十四条第二項(法第十五条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる承認の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 法第十四条第一項に規定する承認 当該承認一件ごとに九千三百円(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和五十二年法律第五十四号)第二条第一号(定義)に規定する電子情報処理組織を使用して当該承認の申請を行う場合(次号において「電子申請の場合」という。))にあつては、八千七百円)

二 法第十五条第一項に規定する設計型式による承認(以下「型式承認」という。)(当該承認一件ごとに十二万七千七百円(電子申請の場合にあつては、十一万八千八百円))

2 税関関係手数料令(昭和二十九年政令第百六十四号)第九条第一

項及び第二項の規定は、法第十三条第二項に規定する手数料について準用する。

(コンテナの承認板の取付け等)

第十八条 (省 略)

(型式承認の効力)

第十九条 型式承認を受けたコンテナで、その旨を証する金属製の承認板が取り付けられていないもの及び法第十四条第一項に規定する技術上の条件に係る特徴に重要な変更があつたものについては、同項の規定は、適用しない。

項及び第二項の規定は、法第十四条第二項に規定する手数料について準用する。

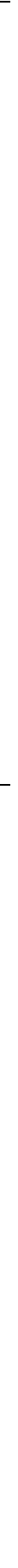
(コンテナの承認板の取付け等)

第十九条 同 上

(型式承認の効力)

第二十条 型式承認を受けたコンテナで、その旨を証する金属製の承認板が取り付けられていないもの及び法第十五条第一項に規定する技術上の条件に係る特徴に重要な変更があつたものについては、同項の規定は、適用しない。

改 正 案	現 行
<p>（国際物流拠点産業集積地域に係る手数料の軽減等）</p> <p>第十三条の五 税関長は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。以下この条において「沖振法」という。）第四十五条第二項（指定保税地域等）の規定により総合保税地域の許可を受けた者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料については、沖振法第四十六条（手数料の軽減）の規定により第四条第一項の規定により計算される額の二分の一に相当する額を軽減することができる。</p> <p>2 税関長は、沖振法第四十五条第三項の規定により保税蔵置場又は保税展示場の許可を受けた者が法第百条第二号の規定により納付すべき手数料については、沖振法第四十六条の規定により第二條第一項の規定により計算される額（同条第二項の規定が適用される場合にあつては、同項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額）の二分の一に相当する額を軽減することができる。</p> <p>3 税関長は、沖振法第四十五条第三項の規定により保税工場の許可を受けた者が法第百条第二号の規定により納付すべき手数料については、沖振法第四十六条の規定により第三條第一項の規定により計算される額（同条第二項において準用する第二條第二項の規定が適用される場合にあつては、同項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額）の二分の一に相当する額を軽減することができる。</p> <p>4 （省略）</p>	<p>（自由貿易地域等に係る手数料の軽減等）</p> <p>第十三条の五 税関長は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。以下この条において「沖振法」という。）第四十五条第二項（総合保税地域の許可）の規定により総合保税地域の許可を受けた者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料については、沖振法第四十六条（手数料の軽減）の規定により第四条第一項の規定により計算される額の二分の一に相当する額を軽減することができる。</p> <p>2 税関長は、沖振法第四十五条第三項（保税蔵置場等の許可）の規定により保税蔵置場又は保税展示場の許可を受けた者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料については、沖振法第四十六条（手数料の軽減）の規定により第二條第一項の規定により計算される額（同条第二項の規定が適用される場合にあつては、同項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額）の二分の一に相当する額を軽減することができる。</p> <p>3 税関長は、沖振法第四十五条第三項（保税蔵置場等の許可）の規定により保税工場の許可を受けた者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料については、沖振法第四十六条（手数料の軽減）の規定により第三條第一項の規定により計算される額（同条第二項において準用する第二條第二項の規定が適用される場合にあつては、同項の規定により計算される額から派出費用相当額を控除した額）の二分の一に相当する額を軽減することができる。</p> <p>4 同上</p>



輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（課税物品の確定の時期の特例を適用しない物品）</p> <p>第一条の二 法第三条第一号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 及び二 （省略）</p> <p>三 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十三条第一項（<u>国際物流拠点産業集積地域</u>に係る課税物件の確定に関する特例）の規定の適用を受ける貨物に該当する課税物品</p> <p>（保税作業による製品を保税地域から引き取る場合等の内国消費税の特例を適用しない物品）</p> <p>第二十四条 法第十六条第七項第一号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 及び二 （省略）</p> <p>三 関税暫定措置法第十三条第一項（<u>国際物流拠点産業集積地域</u>に係る課税物件の確定に関する特例）の規定の適用を受ける貨物に該当する製品</p>	<p>（課税物品の確定の時期の特例を適用しない物品）</p> <p>第一条の二 同 上</p> <p>一 及び二 同 上</p> <p>三 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第十三条第一項（<u>自由貿易地域等</u>に係る課税物件の確定に関する特例）の規定の適用を受ける貨物に該当する課税物品</p> <p>（保税作業による製品を保税地域から引き取る場合等の内国消費税の特例を適用しない物品）</p> <p>第二十四条 同 上</p> <p>一 及び二 同 上</p> <p>三 関税暫定措置法第十三条第一項（<u>自由貿易地域等</u>に係る課税物件の確定に関する特例）の規定の適用を受ける貨物に該当する製品</p>

七二三・ 三五 七二三・ 三四 七二三・ 七二三・ 七二三・ 七二三・ 七二三・ 七二三・	九 四六・ 四 四六・ 一 四六・ 四六・	九 四五・ 一 四五・ 四 四五・	九 四四・ 一 四四・ 四 四四・	の	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）のうち、ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの	チーズ及びカードのうちプロセスチーズの原料として使用するもの	ミルクから得たバターその他の油脂	ホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するもの	平成二四年四月一日から平成二五年三月三十一日まで	平成二四年四月一日から平成二五年三月三十一日まで	平成二四年四月一日から平成二五年三月三十一日まで	五、 トン	二五、 トン
--	---	----------------------------------	----------------------------------	---	--	--------------------------------	------------------	---	--------------------------	--------------------------	--------------------------	----------	-----------

七二三・ 三五 七二三・ 三四 七二三・ 七二三・ 七二三・ 七二三・ 七二三・ 七二三・	九 四六・ 四 四六・ 一 四六・ 四六・	九 四五・ 一 四五・ 四 四五・	九 四四・ 一 四四・ 四 四四・		同上	同上	同上	平成二三年四月一日から平成二四年三月三十一日まで	平成二三年四月一日から平成二四年三月三十一日まで	平成二三年四月一日から平成二四年三月三十一日まで	七、 トン	同上	同上
--	---	----------------------------------	----------------------------------	--	----	----	----	--------------------------	--------------------------	--------------------------	----------	----	----

一一七・						九 七二三・	一 五・	三九 七二三・
麦芽(いつてあるかない)	とうもろこしのうちその 他のもの	とうもろこしのうちコー ンフレーク、エチルアル コール又は蒸留酒の製造 に使用するもの	とうもろこしのうちコー ンフレーク、エチルアル コール又は蒸留酒の製造 に使用するもの	とうもろこしのうち関税 暫定措置法施行令第三條 に規定するところにより 飼料用に供するもの	とうもろこしのうち関税 暫定措置法施行令第三條 に規定するところにより 飼料用に供するもの	とうもろこしのうちコー ンスターチの製造に使用 するもの	とうもろこしのうちコー ンスターチの製造に使用 するもの	
平成二四年	平成二四年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	平成二四年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	平成二四年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	平成二四年 四月一日か ら平成二五 年三月三一 日まで	平成二四年 四月一日か ら平成二五 年三月三一 日まで	平成二四年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	平成二四年 四月一日か ら同年九月 三〇日まで	
二八七、三	五九、六 トン	五九、二 トン	五九、二 トン	三五〇、 トン	三五〇、 トン	二、八 ト	二、九一 ト	

一一七・						九 七二三・	一 五・	三九 七二三・
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
平成二三年	平成二三年 一月一日 から平成二 四年三月三 日まで	平成二三年 一月一日 から平成二 四年三月三 日まで	平成二三年 一月一日 から平成二 四年三月三 日まで	平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで	平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで	平成二三年 四月一日か ら平成二 四年三月三 日まで	平成二三年 四月一日か ら平成二 四年三月三 日まで	
二三八、九	六一、八 トン	六一、八 トン	五四、九 トン	三七六、 トン	三七六、 トン	二、一 ト	二、九六 ト	

<p>九二二 六・</p> <p>調製食用脂（関税率表第 四・五項の物品の含 有量が全重量の三 %を 超え七 %以下のものに 限る。以下この項におい て同じ。）のうちニュー</p>	<p>二二 八・</p> <p>パイナップルのうち、気 密容器入りのもので、容 器とも一つの重量が一 キログラム以下のもの （細片にし、破碎し又は パルプ状にしたものを除 く。）</p>	<p>九二二 二・</p> <p>トマトピューレー及びト マトペーストのうち、ト マトケチャップその他の トマトソースの製造に使 用するもの</p>	<p>の及び液状、ペースト状 、粉状、粒状その他これ らに類する形状のもので 、正味重量が二キログラ ムを超える容器入り又は 直接包装にしたものに限 るものとし、砂糖を加え たものを除く。）のうち 、チョコレート製造用 のもの</p>
<p>平成二四年 四月一日か ら平成二五 年三月三一 日まで</p>	<p>平成二四年 四月一日か ら平成二五 年三月三一 日まで</p>	<p>平成二四年 四月一日か ら平成二五 年三月三一 日まで</p>	<p>日まで</p>
<p>一一、五五 トン</p>	<p>四七、一 トン</p>	<p>三八、五 トン</p>	
<p>九二二 六・</p> <p>同上</p>	<p>二二 八・</p> <p>同上</p>	<p>九二二 二・</p> <p>同上</p>	
<p>平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで</p>	<p>平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで</p>	<p>平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで</p>	<p>日まで</p>
<p>同上</p>	<p>四三、八 トン</p>	<p>三五、四 トン</p>	

		九一
<p>牛又は馬類の動物のなめた皮のうち、染着色したものと及び牛又は馬類の動物の革のうち、染着色したもの以外のもの</p>	<p>クラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。以下この項において同じ。）のうち、染着色したものの以外のもの（クロムなめしのものを除く。）及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染着色し又は模様付けしたものの以外のもの</p>	九一 四一 九二 四一 七・
<p>平成二四年 四月一日か ら平成二五 年三月三一</p>		
<p>一、四六六 、平 方メートル</p>		
		九一 四一 九二 四一 七・
<p>同上</p>		
<p>平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一</p>		
<p>同上</p>		

<p>四一五・羊及びやぎのなめした皮 三（なめしたものと及びクラ 四一六・ストにしたもので、これ 二二二らを超える加工をしてお 四一一二・らず、毛が付いていない ものに限るものとし、ス 四一一三・プリットしてあるかない かを問わない。）のうち 一、染色色したものと並びに 羊革及びやぎ革（なめし た又はクラストにした後 これらを超える加工をし たもの（パーチメント仕 上げをしたものを除く。 ）で、毛が付いていない ものに限るものとし、ス プリットしてあるかない かを問わず、関税率表第 四一・一四項の革を除く 。）のうち、染色色し又 は模様付けしたものと</p>	<p>し又は模様付けしたものと</p>	<p>日まで 平成二四年 四月一日か ら平成二五 年三月三一 日まで</p>	<p>一、七 平 方メートル</p>
<p>五二・</p>	<p>同上</p>	<p>日まで 平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで</p>	<p>同上</p>
<p>五二・</p>	<p>五二・</p>	<p>平成二四年 四月一日か ら平成二五 年三月三一 日まで</p>	<p>八二二トン （生糸換算 数量とし、 繭一トンは 、生糸・ 四トンに換</p>
<p>五二・</p>	<p>同上</p>	<p>平成二三年 四月一日か ら平成二四 年三月三一 日まで</p>	<p>九二二トン （生糸換算 数量とし、 繭一トンは 、生糸・ 四トンに換</p>

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令（昭和四十年政令第三百三十八号）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
（政令で定める用途）			
<p>第八条 法第十四条第二項の政令で定める用途は、次の表の上欄に掲げる指定乳製品等について、それぞれ同表の下欄に掲げる用途とする。</p>		<p>第八条 同上</p>	
<p>全ての指定乳製品等</p>	<p>国際的な規模で開催される見本市（博覧会、共進会その他これに類するものを含む。）における販売</p>	<p>すべての指定乳製品等</p>	<p>同上</p>
<p>バター及びバターオイル並びに脱脂粉乳</p>	<p>沖縄県の区域内における還元乳の製造 沖縄県の区域内の乳児その他の農林水産大臣が指定する者の飲用に供するための調製粉乳の製造</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>バター及びバターオイル</p>	<p>本邦と外国との間を往来する航空機用</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>脱脂粉乳</p>	<p>小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第四十五条第一項に規定する児童福祉施設の児童の給食用</p>	<p>同上</p>	<p>小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、夜間において授業を行う課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒若しくは幼児又は関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第四十七条第一項に規定する児童福祉施設の児童の給食用</p>
	<p>関税暫定措置法施行令第四十五条第二項に規定する配合飼料の製造</p>		<p>関税暫定措置法施行令第四十七条第二項に規定する配合飼料の製造</p>

調製ホエイ イ	ホエイ及び調製ホエイ
乳児その他の農林水産大臣が指定する者の飲用に供するための調製粉乳の製造	関税暫定措置法施行令第一条に規定する配合飼料の製造
同上	同上
同上	同上

改 正 案

現 行

（申告等の入力事項等）

第三条（省 略）

（申告等の入力事項等）
第三条 同 上

2 別表第一号（特例申告（関税法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。同表第八九号において同じ。）に係るものに限る。）、第二号、第二五号（同法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による承認の申請に係る部分に限る。）、第三〇号（同法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同法第四十三条の三第一項の規定による承認の申請に係る部分に限る。）、第三三号、第三九号、第四六号（同法第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する同法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号。以下「輸徴法施行令」という。）第十二条（積戻しの場合の免税の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）に係る部分に限る。）又は第八六号に規定する申告又は申請を電子情報処理組織を使用して行う者は、前項に規定する事項の入力の後税関長が定める期限までに、関税等に関する法令の規定により当該申告又は申請に際して税関に提出すべきものとされている書類を税関に提出しなければならない。

2 別表第一号（特例申告（関税法第七条の二第二項（申告の特例）に規定する特例申告をいう。同表第八九号において同じ。）に係るものに限る。）、第二号、第二五号（同法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）の規定による承認の申請に係る部分に限る。）、第三〇号（同法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同法第四十三条の三第一項の規定による承認の申請に係る部分に限る。）、第三三号、第三九号、第四六号（同法第七十五条（外国貨物の積戻し）において準用する同法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号。以下「輸徴法施行令」という。）第十二条（積戻しの場合の免税の手続）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）に係る部分に限る。）又は第八六号に規定する申告又は申請を電子情報処理組織を使用して行う者は、前項に規定する事項の入力の後税関長が定める期限までに、関税等に関する法令の規定により当該申告又は申請に際して税関に提出すべきものとされている仕入書その他の書類を税関に提出しなければならない。

別表（第一条、第三条、第四条関係）

別表（第一条、第三条、第四条関係）

番号	手	続
一		

番号	手	続
一		

一〇一	九二の	三	九三	九四	一〇一
	～				～
	(省略)		コンテナ	特例法施行令第十一	条第一項(国産コンテナ
			一等の表示)	の規定による確認の申請	
					(省略)

一〇一	九二の	三	九三	九四	一〇一
	～				～
	同上		コンテナ	特例法施行令第十二	条第一項(国産コンテナ
			一等の表示)	の規定による確認の申請	
					同上

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（納付金の納付手続） 第八条（省 略） 2 （省 略） 3 前項の申出書には、当該申出書の記載事項を確認するために必要なものとして農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。 4～6 （省 略） 7 第一項又は第四項の規定による申出をした者は、当該申出（前項の規定により通知を受けた場合には、当該通知）に係る納付金を、 <u>関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の規定による輸入の申告の前に納付しなければならない。</u></p>	<p>（納付金の納付手続） 第八条 同 上 2 同 上 3 前項の申出書には、<u>関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十八条第一項の規定により輸入申告（同法第六十七条の規定による輸入の申告をいう。第七項において同じ。）に際し税関に提出する仕入書の写しその他これに類するものとして農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。</u> 4～6 同 上 7 第一項又は第四項の規定による申出をした者は、当該申出（前項の規定により通知を受けた場合には、当該通知）に係る納付金を、 <u>輸入申告の前に納付しなければならない。</u></p>